

特定医療費(指定難病)受給者証更新申請の御案内

現在お持ちの受給者証は、令和 8 年 9 月 30 日までで有効期間が満了します。
10 月 1 日以降も引き続き、指定難病の医療費助成を希望される場合は、次の申請期間内に必ず更新申請(申請書類の提出)を行ってください。

この御案内は、令和 8 年 4 月 17 日時点での情報に基づき受給者様に送付しております。
転出手続き等をされている場合でも入れ違いで、本案内が届く場合がございます。

◎申請期間◎

令和 8 年 6 月 3 日(水) ~ 令和 8 年 7 月 31 日(金)まで
受付時間 9 時から 16 時 45 分まで (土日祝を除く)

10 月 1 日以降の申請は、新規申請扱いとなり、更新申請の受付はできません。
新規申請扱いになると、申請に必要な書類が更新申請とは異なります。

10 月 1 日以降の申請に必要な書類(臨床調査個人票等)は、新規申請用のものをご用意・ご提出いただく必要がありますので、ご注意ください。

なお、更新申請は 9 月 30 日までできますが、上記期間を過ぎますと、新しい受給者証がお手元に届くのは 10 月 1 日以降になります。(10 月 1 日までにはお届けできません。)

また、更新申請しない方、県外転出された方や転出予定の方は申請先(2ページ)に、ご連絡いただくようお願いします。

1. 手続の流れ

(1) 指定医または協力医に「臨床調査個人票」の作成を依頼します。
<<指定医等が作成するには、数週間を要することが多いので早めに依頼しましょう。>>
※令和 8 年度から臨床調査個人票(用紙)は、同封されていません。
なお、指定医等以外の者が作成した臨床調査個人票は無効ですので、ご注意ください。

(2) 同封の「更新申請書」の内容に変更点等がないかを確認し、必要書類を準備します。
3ページ以降の「3.更新にあたっての注意事項」「4.更新に必要なもの」を確認してください。

(3) 申請先の保健福祉事務所(2ページに記載)に、書類を提出(郵送を推奨)します。
窓口が混雑し、お待たせすることがありますので、なるべく郵送申請にご協力ください。
特に、同封の「更新申請書」の内容に変更がない方は、郵送申請にご協力ください。

(4) 病状(重症度)が医療費助成の対象であると“認定”された場合には、9 月下旬ごろに保健福祉事務所から受給者証を郵送します。
なお、“不認定”であった場合には、その旨の通知書を郵送します。

2. 申請先(書類郵送先、問い合わせ先)

	書類郵送先 宛名は、以下を切り取ってご使用ください	お住まいの 市町	申請先 (更新申請受付会場)	電話番号
✂ キリトリ線 ✂	〒849-8585 佐賀市八丁畷町 1-20 佐賀中部保健福祉事務所 指定難病受給者証更新申請窓口 行	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 吉野ヶ里町	佐賀中部 保健福祉事務所 難病対策担当 (1階 第1会議室)	(0952) 30-1673
	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1 鳥栖保健福祉事務所 指定難病受給者証更新申請窓口 行	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町	鳥栖 保健福祉事務所 精神保健福祉担当 (1階 相談室)	(0942) 83-3579
	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1 唐津保健福祉事務所 指定難病受給者証更新申請窓口 行	唐津市 玄海町	唐津 保健福祉事務所 精神保健福祉担当 (1階 相談室3)	(0955) 73-4187
	〒848-0041 伊万里市新天町 122-4 伊万里保健福祉事務所 指定難病受給者証更新申請窓口 行	伊万里市 有田町	伊万里 保健福祉事務所 精神保健福祉担当 (1階 受付窓口)	(0955) 23-5186
✂ キリトリ線 ✂	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265 杵藤保健福祉事務所 指定難病受給者証更新申請窓口 行	武雄市 鹿島市 嬉野市 大町町 江北町 白石町 太良町	杵藤 保健福祉事務所 精神保健福祉担当 (1階 ふれあいルーム)	(0954) 22-2105

・窓口が混雑し、お待たせすることがありますので、申請書記載内容に変更がない方は、郵送申請にご協力ください。変更がある方は、窓口にお越しください。

・郵送申請の場合、必要書類のうち、マイナンバーカード(両面)、特定医療費(指定難病)受給者証、自己負担上限額管理票、公的年金の証明書は全て「写し」を同封のうえ、簡易書留等の送達記録が残る方法で郵送してください。なお、原本を郵送で提出した場合で返却を希望される方は、返信用の切手を貼った封筒を同封してください。

3. 更新にあたっての注意事項 ①

申請書には、マイナンバーの記入が必要です。

更新申請書(同封のピンク色の紙)の裏面⑩特定医療費支給認定基準世帯員の欄に、本人及び世帯員(*)全員のマイナンバーを記載してください。受給者本人については、県がマイナンバーの確認を行います。本人以外の世帯員は、申請者が責任を持って間違いの無いように記載してください。

* 世帯員 同一世帯で患者と同じ保険証を持つ家族。被用者保険(本人)の方は、受給者のみ。被用者保険(扶養)の方は、受給者及び被保険者。

⑩ 特定医療費支給認定基準世帯員 (受診者と同じ医療保険に加入している方のみを記入してください)

	世帯員氏名・個人番号	続柄	世帯員氏名・個人番号	続柄
本人	佐賀 太郎 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	5		
2	佐賀 花子 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	妻 6		
3	佐賀 次郎 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	子 7		

受給者本人と同じ医療保険に加入している世帯員全員のマイナンバーを記入する必要があります。

<マイナンバーの確認と身元確認について> ※以下書類の提示が必要です

法の規定により、県には“マイナンバーの確認と身元確認”が義務付けられているため、以下書類を更新申請時に窓口で確認いたします。郵送の方は、写しを送付してください。

1 受給者本人が申請する場合 ※以下の(1)または、(2)①~②によって確認いたします。

- (1) 受給者本人のマイナンバーカード ※写しで提出する場合は、両面のコピーが必要です。
- (2) ①受給者本人の通知カードまたはマイナンバー付きの住民票
②受給者本人の顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポート、障害者手帳など)
※②がない場合には、「医療保険の資格確認書」「年金手帳」「児童扶養手当証書」等を2つ以上

2 受給者本人以外(代理人)が申請する場合 ※以下の(1)~(3)すべてによって確認いたします。

- (1) 受給者本人から代理人への委任状(14 ページ)(法定代理人の場合は戸籍謄本)
※委任状の作成が困難である場合には、代わりに、受給者本人の「医療保険の資格確認書」
- (2) 代理人の顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポート、障害者手帳など)
- (3) 受給者本人のマイナンバーカードや通知カードの写し、またはマイナンバー付きの住民票

郵送で申請される場合には、申請書類の送付先にご注意ください。
2ページに記載の保健福祉事務所宛に郵送してください。

3. 更新にあたっての注意事項 ②

今年度から、臨床調査個人票の用紙は同封していません。

※令和8年度から、臨床調査個人票の用紙は、医療機関にてご用意いただくようになりました。

臨床調査個人票の記載を依頼する医療機関には、特定医療費(指定難病)医療費助成の更新申請であることとともに、作成に必要な情報(ご自身の病名等)を伝えたくて、作成していただくよう依頼してください。

臨床調査個人票の様式は、以下の厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

■厚生労働省ホームページ【令和8年4月時点の指定難病(告示番号 1～348)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53881.html

または、【厚生労働省 臨床調査個人票 令和8年度】で検索してください。

4. 更新申請に必要なもの

更新申請に必要な提出書類は、**受給者が加入する医療保険によって異なります。**
医療保険ごとのページ(5～7 ページ)及び 8 ページ以降をご確認のうえ、必要な書類をそろえて申請してください。

- ・ 後期高齢者医療保険に加入の方……………
 - ・ 国民健康保険(市町国保)に加入の方……………
 - ・ 国民健康保険組合(建設国保、医師国保等)に加入の方……
- } 5ページへ
- ・ 被用者保険(社会保険、共済組合等)に加入の方…………… 6ページへ
 - ・ 生活保護を受給されている方…………… 7ページへ

❖また、同封の黄色の「療養状況確認・災害対策のための調査票」の提出にも、ご協力をお願いいたします。

※黄色の「療養状況確認・災害対策のための調査票」にもご協力をお願いします

- ◆後期高齢者医療保険
- ◆国民健康保険（市町国保）
- ◆国民健康保険組合（建設国保、医師国保等）に加入の方

★全員必要なもの

- 1 特定医療費(指定難病)支給認定申請書【更新】
 - ➔ 同封のピンク色の申請書。**変更があれば、赤字で修正してください。**
 - 臨床調査個人票の研究等への利用(10 ページ)に同意いただける方は、更新申請書②欄にチェックをお願いします。
 - 更新申請書⑩欄に本人及び世帯員全員のマイナンバーを記載してください。(3ページをご確認ください。)
- 2 臨床調査個人票 ➔ **必ず指定医または協力医に作成してもらってください。**
- 3 特定医療費(指定難病)受給者証 ➔ オレンジ色のもの
- 4 特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票 ➔ **令和7年7月以降分全て**
- 5 住民票(謄本)^{とうほん} (**世帯全員が記載されたもの**)
 - ➔ **戸籍謄本や住民票(抄本)ではありません。**
 - ➔ 続柄の記載が必要です。本籍地は記載不要です。3か月以内に取得したものの。
- 6 受給者本人のマイナンバーカード等(通知カード、マイナンバー付きの住民票など)
 - ➔ **本人が来所しない場合、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、3ページをご確認ください。**
- 7 医療保険の資格確認書等の写し（提出可能な場合）
 - 以下(A)～(C)の書類のうち1点をご提出ください。
 - ※同居家族で同一の医療保険に加入している方 **全員分** が必要です。
 - (A)資格確認書
 - (B)資格情報のお知らせ
 - (C)マイナポータルからダウンロードした資格確認画面を印刷した書類
 - ➔ **マイナポータルからダウンロードする方法は12 ページを参照してください。**

★該当する場合に必要なもの ※上記1～7も必要です

- 8 家族のマイナンバーカード等(通知カード、マイナンバー付きの住民票等)
 - ※「同居家族で同一の医療保険に加入している方」が追加された方が対象
 - ➔ 「1の申請書」の裏面⑩の欄に「同居家族で同一の医療保険に加入している方」の名前がない場合は、その方のマイナンバーカード等が必要です。
- 9 公的年金の証明書 ※令和7年から新たに年金受給開始された方が対象
 - ➔ 受給者が遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等を受給している場合のみ。
 - 令和7年中の受給額の分かる書類(例:年金証書、改定通知書、振込み通帳)
- 10 同一世帯内受給者(指定難病もしくは小児慢性特定疾病)の受給者証の写し

◆被用者保険（社会保険、共済組合等）に加入の方

※黄色の「療養状況確認・災害対策のための調査票」にもご協力をお願いします

★全員必要なもの

- 1 特定医療費(指定難病)支給認定申請書【更新】
 - ➔ 同封のピンク色の申請書。変更があれば、赤字で修正してください。
 - 臨床調査個人票の研究等への利用(10 ページ)に同意いただける方は、更新申請書②欄にチェックをお願いします。
 - 更新申請書⑩欄に本人及び世帯員全員のマイナンバーを記載してください。(3ページをご確認ください。)
- 2 臨床調査個人票 ➔ 必ず指定医または協力医に作成してもらってください。
- 3 特定医療費(指定難病)受給者証 ➔ オレンジ色のもの
- 4 特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票 ➔ 令和7年7月以降分全て
- 5 受給者本人のマイナンバーカード等(通知カード、マイナンバー付きの住民票など)
 - ➔ 本人が来所しない場合、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、3ページをご確認ください。
- 6 医療保険の資格確認書等の写し（提出可能な場合）
 - 以下(A)～(C)の書類のうち1点をご提出ください。
 - ※受給者が被保険者の場合は **本人分** が、
受給者が被扶養者である場合は **被保険者と受給者分** が必要です。
 - (A)資格確認書
 - (B)資格情報のお知らせ
 - (C)マイナポータルからダウンロードした資格確認画面を印刷した書類
 - ➔ マイナポータルからダウンロードする方法は12 ページを参照してください。

★該当する場合に必要なもの ※上記1～6も必要です

- 7 同意書(15 又は 16 ページ)
 - ※国家公務員共済組合または地方職員共済組合に加入している方で、かつ、被保険者が令和8年度非課税(令和7年1月から12月の所得)である方が対象
- 8 被保険者のマイナンバーカード等(通知カード、マイナンバー付きの住民票等)
 - ➔ 「1の申請書」の裏面⑩の欄に「被保険者」の名前がない場合は、その方のマイナンバーカード等が必要です。
- 9 公的年金の証明書 ※令和7年から新たに年金受給開始された方が対象
 - ➔ 受給者が遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等を受給している場合のみ。
 - 令和7年中の受給額の分かる書類(例:年金証書、改定通知書、振込み通帳)
- 10 同一世帯内受給者(指定難病もしくは小児慢性特定疾病)の受給者証の写し

◆生活保護を受けている方（生活保護停止中の方も含む）

★全員必要なもの

※黄色の「療養状況確認・災害対策のための調査票」にもご協力をお願いします

- 1 特定医療費(指定難病)支給認定申請書【更新】
→ 同封のピンク色の申請書。変更があれば、赤字で修正してください。
臨床調査個人票の研究等への利用(10 ページ)に同意いただける方は、更新申請書②欄にチェックをお願いします。
更新申請書⑩欄に本人及び世帯員全員のマイナンバーを記載してください。(3ページをご確認ください。)
- 2 臨床調査個人票 → 必ず指定医または協力医に作成してもらってください。
- 3 特定医療費(指定難病)受給者証 → オレンジ色のもの
- 4 特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票 → 令和7年7月以降分全て
- 5 受給者本人のマイナンバーカード等(通知カード、マイナンバー付きの住民票など)
→ 本人が来所しない場合、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、
3ページをご確認ください。

★該当する場合に必要なもの ※上記1～5も必要です

- 6 医療保険の資格確認書等の写し（提出可能な場合）
以下(A)～(C)の書類のうち1点をご提出ください。
※後期高齢者医療保険、国民健康保険(市町国保)や国民健康保険組合(建設国保、医師国保等)に加入の方:同居家族で同一の医療機関に加入している方 **全員分** が必要です。
※被用者保険(社会保険、共済組合等)に加入の方:受給者が被保険者の場合は **本人分** が、
受給者が被扶養者である場合は **被保険者と受給者分** が必要です。
(A)資格確認書
(B)資格情報のお知らせ
(C)マイナポータルからダウンロードした資格確認画面を印刷した書類
→ マイナポータルからダウンロードする方法は12ページを参照してください。
- 7 公的年金の証明書 ※令和7年から新たに年金受給開始された方のみ
→ 受給者が遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等を受給している場合のみ。
令和7年中の受給額の方かる書類(例:年金証書、改定通知書、振込み通帳)
- 8 同一世帯内受給者(指定難病もしくは小児慢性特定疾病)の受給者証の写し

5. 自己負担上限額の減額特例について

要件に該当する方は、医療費助成制度における自己負担上限額の減額特例を受けることができます。以下の2点をお手元にご準備のうえ、ご確認ください。

1. 特定医療費(指定難病)受給者証
2. 自己負担上限額管理票(申請を行う月以前の12か月分)

※申請を行う月以前の12か月とは、例えば、令和8年7月に申請を行う場合には、【令和7年8月～令和8年7月】のことを指します。

○自己負担上限額管理票○

特定医療費(指定難病)受給者証								
公費負担者番号	5	4	4	1	6	0	1	1
特定医療費受給者番号	0	1	0	1	1	6	2	
フリガナ	ケンヂョウ タロウ			生	年	月	日	
氏名	県庁 太郎			昭和22年04月09日				
住所	佐賀市 城内1丁目1番59号							
保険者	佐賀市			性別	男			
被保険者記号番号	99999999			適用区分	Ⅲ			
病名	006パーキンソン病							
保護者(18歳未満の場合)	フリガナ				続柄			
	氏名							
	住所							
階層区分	一般所得Ⅰ	自己負担上限額	月額	5,000円	食費負担割合	全額負担		
×	高額かつ長期	×	軽症高額該当					
×	人工呼吸器等装着							
担	受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病医療費助成の受給者							有

令和7年12月分		受給者番号(0101162)			
日付	指定医療機関名	難病分医療費(10割分)	自己負担額	自己負担額累計	医療
12月1日	令和S大学病院	5,000円	1,000円	1,000円	
12月1日	K薬局昭和店	30,000円	4,000円	5,000円	
12月15日	令和S大学病院	5,000円	0円	5,000円	
12月15日	K薬局昭和店	10,000円	0円	5,000円	
12月20日	訪問看護ステーション けんらよう	7,000円	0円	5,000円	
月 日			円	円	
月 日			円	円	
月 日			円	円	
月 日			円	円	
合計: 57,000円					
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。					
日付	指定医療機関名	医療			
12月1日	K薬局昭和店				

「高額かつ長期」による減額特例

要件(1)(2)どちらにも該当する方は、月ごとの自己負担上限額の減額特例を受けられます。

要件

- (1) 受給者証に記載された階層区分が、「一般所得Ⅰ」「一般所得Ⅱ」「上位所得」のいずれかの方
- (2) 申請を行う月以前の12か月(※)に、自己負担上限額管理票に記載された月ごとの難病分医療費総額(10割分)の合計額が5万円を超えている月が6月以上ある方

※「高額かつ長期」において、申請を行う月以前の12か月とは、支給認定を受けている期間(有効期間)に限ります。

申請方法

申請書の⑥自己負担上限額の特例の「高額かつ長期」にチェック(✓)を入れ、申請を行う月以前の12か月の自己負担上限額管理票の原本とコピーをご提出ください。自己負担上限額管理票を紛失された方は特定医療費(指定難病)証明書(様式第10号)でも構いませんが、証明書発行手数料等が発生した場合は自己負担となります(医療費助成の対象にはなりません)。

この特例は、更新のたびに申請が必要です。現在お使いの受給者証の「高額かつ長期」が○となっている場合は、今回も対象となるか確認してください。要件を満たさない場合、令和8年10月1日から高額かつ長期は非該当となります(減額特例を受けることはできません)。

「人工呼吸器等装着」による特減額例

次の(1)(2)どちらかの要件を満たす方は、自己負担上限額の減額特例を受けられます。

要件

(1)人工呼吸器を装着されている方で、以下の3つの要件をすべて満たす方

- ①人工呼吸器を「一日中施行」していること
- ②「離脱の見込み」が「なし」であること
- ③「生活状況」の各項目において、いずれも「部分介助」または「全介助」の状態であること

(2)体外式補助人工心臓を装着している方

申請方法

申請書の⑥自己負担上限額の特例の「人工呼吸器等装着」にチェック(✓)を入れ、臨床調査個人票の該当箇所に記載の上、ご提出ください。この特例に該当するかどうかは申請前に、主治医に相談されることをおすすめします。

●医療費助成における自己負担上限額一覧表

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額(外来+入院)		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村	本人年収 82.65 万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	民税非課税	本人年収 82.65 万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税 7.1 万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1 万円以上		30,000	20,000	

※課税の場合 被用者保険以外の保険加入者:加入している世帯全員分の市町村民税所得割額で算定。
被用者保険加入者:被保険者の市町村民税所得割額で算定。

非課税の場合 受給者の年収により算定。

6. 軽症高額について

特定医療費(指定難病)支給認定において、国が定めた「重症度分類」を満たしていない場合でも、次の要件を満たす場合は医療費助成を受けることができます。

要件

申請を行う月以前の12か月以内に、指定難病に係る医療費総額(10割分)が33,330円を超えている月が3か月以上ある方(「高額かつ長期」の特例と同様に、自己負担上限額管理票で確認できます)

申請方法

申請書の⑥自己負担上限額の特例の「軽症高額該当」にチェック(✓)を入れ、申請を行う月以前の12月の自己負担上限額管理票の原本とコピーを提出してください。

自己負担上限額管理票を紛失された方は特定医療費(指定難病)証明書(様式第10号)でも構いませんが、証明書発行手数料等が発生した場合は自己負担となります(医療費助成の対象にはなりません)。

7. 研究利用に関するご説明

◎『臨床調査個人票情報の研究等への利用についての同意』に関する説明

指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施や指定難病患者であることを証明するため、当該疾病の程度が一定以上である者等に対し、申請に基づき医療費助成の実施や登録者証の発行をしています。

これらの申請時に提出していただく「臨床調査個人票」は、医療費助成・登録者証発行の対象となるか否かの審査に用いられますが、加えて、同意をいただいた方については、記載されている情報を厚生労働省のデータベースに登録し、指定難病に関する創薬の研究開発や政策立案等にも活用させていただきます。

本紙をお読みいただき、臨床調査個人票の情報が、①厚生労働省のデータベースに登録されることや、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意いただける場合は、更新申請書(様式第5号)②欄にチェックし、「臨床調査個人票」とともに、申請先の保健福祉事務所へ提出ください。

また、同意をいただいた後も、その同意を撤回することができます。同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回することも可能です。

なお、同意については任意であり、同意されない場合も医療費助成や登録者証発行の可否に影響を及ぼしません。

《データベースに登録される情報と個人情報保護》

厚生労働省のデータベースに登録される情報は、臨床調査個人票に記載された項目です。臨床調査個人票については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

厚生労働省のデータベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。データベースに登録された情報を研究機関等の第三者に提供するに当たっては、厚生労働省の審議会における審査を行います。

患者個人を識別することができない「匿名加工」を行うため、患者個人の氏名や住所等の情報は第三者に提供されません。提供された情報を活用した研究成果は公表されますが、その際にも、個人が特定される情報が掲載されることはありません。

また、提供された情報を活用する企業等に対しては、情報漏洩防止のための安全管理措置等の情報の取扱いに関する義務が課されます。義務違反の場合には、厚生労働大臣による立入検査や是正命令が行われるとともに、情報の不適切利用等に対して罰則があります。

臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者等から主治医を介して説明が行われ、皆様の同意を得ることになります。

《データベースに登録された情報の活用方法》

厚生労働省のデータベースに登録された情報は、

- ①国や地方公共団体が、難病対策の企画立案に関する調査
- ②大学等の研究機関が、難病患者の良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上に資する研究
- ③民間事業者等が、難病患者の医療・福祉分野の研究開発に資する分析等を行う場合に活用されます。

例えば、製薬企業等が、創薬のために、開発したい治療薬の対象患者の概要把握(重症度等の経過・治験の実行可能性等)や治験で使用する指標の検討等に活用することが想定されます。

《同意の撤回》

同意をいただいた後も、情報の登録や、登録された情報の研究機関等の第三者への提供・利用について、同意を撤回することができます。いただきました同意の撤回書を踏まえて、厚生労働省において速やかに対応いたします。必要な手続きは、厚生労働省ホームページを確認してください。

同意撤回後に、その情報が第三者に提供されることはありませんが、既に情報を提供している場合等には、その情報の削除はできませんので了承ください。

なお、同意の撤回は、同意書に署名した方が代理人の場合は、原則として当該代理人の方の署名をお願いします。ただし、同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回する場合においては、この限りではありません。

8. お知らせ:PMH(Public Medical Hub)について

佐賀県は、令和7年3月に PMH 連携(デジタル庁が開発した自治体と医療機関等で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組み)を開始しました。医療機関が PMH 連携に対応している場合は、マイナ保険証を特定医療費受給者証として利用することができ、紙の受給者証が不要となります。詳しくは、デジタル庁 HP(<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>)をご覧ください。

9. その他注意点

市町民税の所得申告をご確認ください

- ・ 支給認定基準世帯員の中に市町民税の所得の申告をしていない方がいる場合、自己負担上限月額が「上位所得(上限額 30,000 円)」で認定されますので、**申告がお済みでない方は、お住まいの市役所又は町役場で必ず申告をお願いします。**
- ・ 非課税世帯で受給者本人が、地方税法上の申告義務を免除されている者であることが確認できた場合は、所得区分を「低所得Ⅱ」として取り扱います。申告義務が無くても、申告していただくことで「低所得Ⅰ」となる場合がありますので、お住まいの市役所又は町役場で申告することをおすすめします。

現在お持ちの受給者証の階層区分(自己負担上限額)の変更を希望される方へ

- ・ 階層区分(自己負担上限額)の変更申請を行う旨を、必ず受付窓口職員にお伝えください。
- ・ 変更が認められる場合は、変更の申請を行った日の属する月の翌月から適用されます。ただし、月の初日に変更の申請を行った場合は、その月から適用されます。
- ・ **変更申請にあたっては、支給認定基準世帯員全員(「更新申請書」の裏面⑩の欄に名前が入っている方・更新時に新しく世帯員となる方も含みます)の令和8年度市(町)県民税所得課税証明書(令和7年1月から12月の所得)を提出してください。**

【注意点】

今年度の課税額が前年度と比べて大きく下がった場合等には、自己負担額上限額が下がる場合があります。

変更申請を行ったとしても、必ず変更申請が認められる(自己負担上限額が下がる)とは限りません。9ページの『●医療費助成における自己負担上限額一覧表』をご自身で確認のうえ、変更可能かどうか判断してください。

医療保険の資格情報(保険証)の変更届(変更申請)を行う方へ

マイナ保険証の場合には、加入している医療保険の資格情報を申請受付窓口で確認することができません。そのため、医療保険に関する情報の「変更届(変更申請)」を行う場合は、資格情報を確認するものとして、以下(A)～(C)の書類のうち1点をご提出ください。

- (A) 資格確認書
- (B) 資格情報のお知らせ
- (C) マイナポータルからダウンロードした資格確認画面を印刷した書類

マイナポータルで「資格情報」を確認・ダウンロードする方へ

- ① マイナポータルにログインし、トップページから『健康保険証』を選択します。
- ② 加入している医療保険の資格情報が確認できますので、『資格情報をPDFで保存』を選択します。
- ③ 保存されたPDFを印刷して、ご提出ください。



マイナンバーカードを利用し、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を取得する方へ

誤ったものを取得されている事例がありますので、更新申請に必要な方は、取得時には必要な項目が含まれているかどうか確認をお願いします。

- 例) 住民票(謄本) ^{とうほん} ➔ **世帯全員の情報が記載された住民票のことです。**
一人世帯であっても、世帯の確認のために謄本の提出が必要です。
続柄の記載が必要で、本籍地は記載不要です。
なお、3か月以内に取得したものである必要があります。

例) 令和8年度市(町)県民税所得課税証明書

➔ **所得証明書のみ・課税証明書のみではありません。**

※コンビニで住民票の写しを交付していない市町もありますので、詳しくは、お住まいの市役所又は町役場にご確認ください。

取得方法がわからない方は、次ページ、以下HPや右記二次元コードをご確認ください。

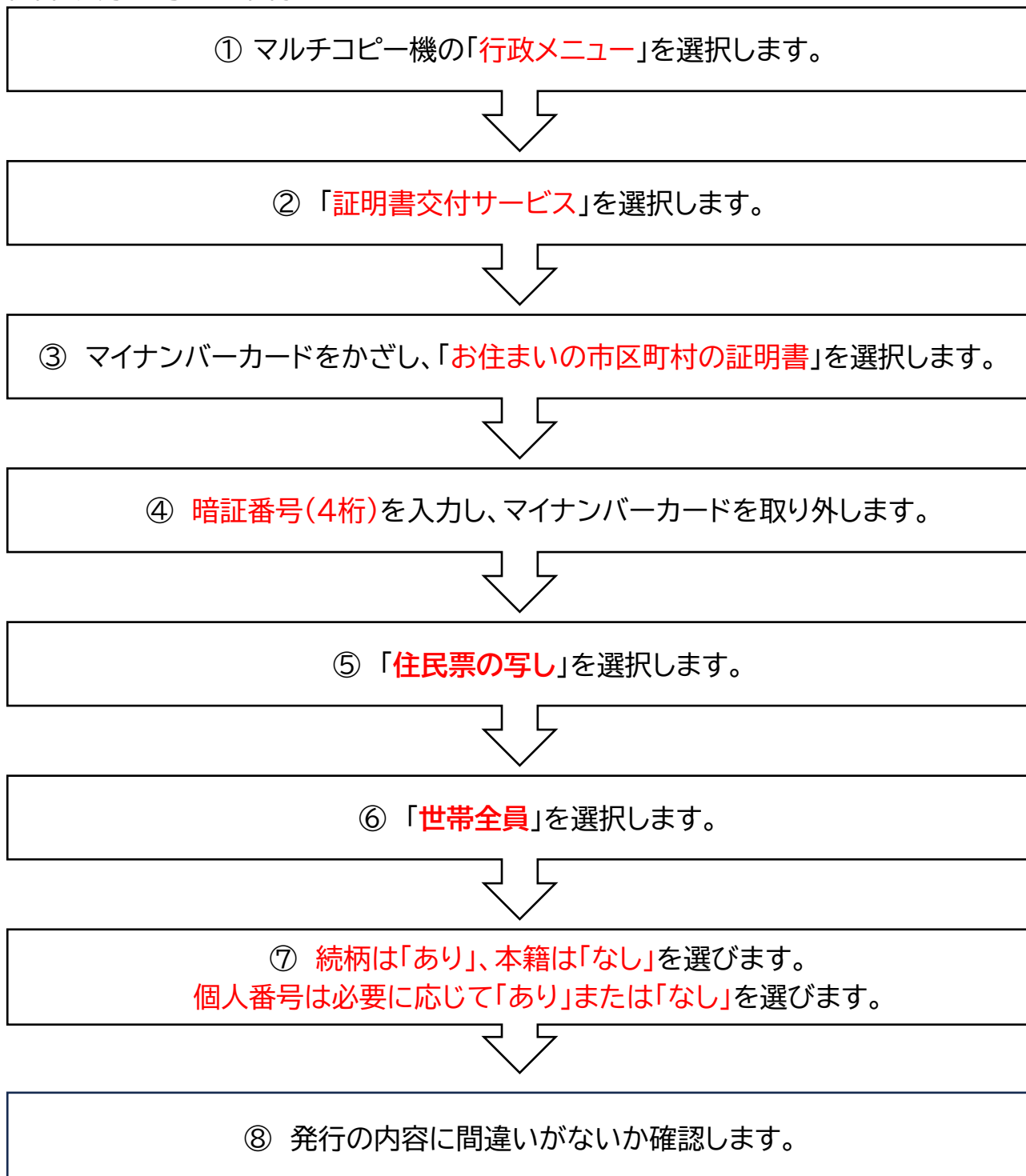
コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(地方公共団体情報システム機構運営のホームページ)

<https://www.lg-waps.go.jp/01-01.html>



コンビニエンスストア等で証明書を取得する方法(手順)

例)住民票の写しの取得



※上記手順は一例です。端末によって、手順が異なる場合があります。

※利用時間は6時30分から23時00分までが、市町によっては利用時間が制限されている場合がありますのでご注意ください。

※コンビニで住民票の写しを交付していない市町もありますので、詳しくは、お住まいの市役所又は町役場等にご確認ください。

10. 受給者の代理で申請される方へ

受給者の代理で申請される方で受給者本人の資格確認書等を持参できない場合は、下記をご記入の上ご持参ください。

委 任 状

令和 年 月 日

代理人（受任者）

住所：_____

氏名：_____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ・ 特定医療費（指定難病）支給認定申請手続き

以上

受給者（委任者）

住所：_____

氏名：_____ 印（自署又は記名押印）

11. 同意書

(国家公務員共済組合に加入し、被保険者が今年度非課税の方)

(別紙1)

(国家公務員共済組合への送付用)

令和 年 月 日

同意書

下記の者は、国家公務員共済組合が国家公務員共済組合法第60条の2第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務を処理するために限って、必要な地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者1	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
同意者2	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
同意者3	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	

※不足する場合は、次葉以降に欄を追加して作成して差し支えない。

11. 同意書

(地方職員共済組合に加入し、被保険者が今年度非課税の方)

(別紙2)

(地方公務員共済組合への送付用)

令和 年 月 日

同意書

下記の者は、地方公務員共済組合が、地方公務員等共済組合法第62条の2第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務を処理するために限って、必要な地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者1	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
同意者2	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
同意者3	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	

※不足する場合は、次葉以降に欄を追加して作成して差し支えない。